

ネコでも分かる

日独法務のあれこれ

(遺言・相続・年金の話)

【第6回】 加入期間1カ月でも日本の年金がもらえる！？

こんにちは。社会保険労務士の山崎です。今回から3回にわたり、年金制度に関する国家資格所有者として、私からドイツ在住の皆様へ耳寄りな情報をお伝えしたいと思います。

皆さんは「日本の年金」を受け取る資格をお持ちですか？ ご存知の通り、日本の年金制度では、老齢年金を受給するには厚生年金・共済年金・国民年金などに合計25年以上加入している必要があります。加入期間が25年に満たない方は、原則として日本の年金を受給できません。しかし、実際の加入期間が25年よりも短いからといって、決して諦める必要はありません。日本の年金加入期間が25年に満たなくても日本の老齢年金を受給できる場合があることをご存知でしょうか。

日本に居住していたとき、①会社

員や公務員として厚生年金・共済年金に1カ月以上加入していた方 ②国民年金に1カ月以上加入していた方 ③1896年4月1日以降に、1カ月以上会社員や公務員の配偶者だった期間がある方などは、日本の老齢年金を受給できる可能性があります。

なぜかと言うと、日本の年金をもらうために必要な受給資格期間（年金加入期間）の計算方法には、さまざまな特例があるからです。例えば、あまり知られていないことですが、日本国籍を持つ方が海外で暮らしていた期間は年金加入期間とみなして計算されるという特例があります。この期間を「合算対象期間（カラ期間）」と言います。つまり、日本で年金加入期間が25年に満たなくても、海外で暮らしていた期間を合わせると25年以上になることが証明できれば、日本の老齢年金を受給

できる場合があるのです。この「合算対象期間（カラ期間）」として年金加入期間に合算できるのは、海外で暮らしていた期間のうち、20歳以上60歳未満であった期間のみとなります。

受給申請手続きの方法は、ドイツ在住の方が日本の年金受給を申請する場合、ドイツの年金担当窓口（ドイツ年金保険組合）に申請すれば、日本年金機構に取り次いでもらえます。場合によっては、個人的な理由から戸籍簿や住民票などの入手、調査が極めて煩雑になることがあります。その際は本人が別途手続きをする必要が生じるため、大変な労力となります。このようなときには、社会保険労務士など専門家の知恵を借りることも1つの手です。

アクトリーガルグループの事務所

で年金請求代行手続きを承ったドイツ在住の日本人の方々の中には、「思いもよらなかった」あるいは「諦めていた」日本の年金を受給できるようになったという方がたくさんいらっしゃいます。皆さんも、この機会にご自身が日本の年金受給資格について調べてみてはいかがでしょうか？

次回は、当事務所で扱った年金請求の事例をご紹介します。

